

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年2月17日（水）13:35～14:27
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

委員	阿曾沼 元博	医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
	鈴木 亘	学習院大学経済学部経済学科教授
	原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

	根岸 功	法務省入国管理局総務課企画室長
	福永 茂和	経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課総括課長補佐
	山室 芳剛	経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課総括課長補佐
	久知良 俊二	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部 外国人雇用対策課長
	長田 浩志	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 生活衛生課長
	吉岡 明男	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 生活衛生課課長補佐
	松尾 佳典	農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課課長補佐

<事務局>

	藤原 豊	内閣府地方創生推進室次長
	塩見 英之	内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 クールジャパンに関わる外国人材の受入促進について
- 3 閉会

○藤原次長 それでは、進めさせていただきます。「クールジャパンに関わる外国人材の受入促進」でございまして、幾度となくお出でいただいておりますが、そろそろ次回の諮問会議も日程調整に入っております、時間もないということでございます。この前の諮問会議にゲストまで来られて具体的な総理指示もおりますので、これを特区の諮問会議

として成果としてまとめていくにはかなり時間のない状況になっております。お手元にご
ざいます、委員の方にも概ね御了解いただいて、出させていただいておりますが、この項
目については、今の1枚紙がございます。クールジャパンに関わる外国人材の受入れ促進
という形で10行ぐらいございます。お読みいただければと思いますが、ガイドラインの話
を含めて、総論を書かせていただいた上で、それぞれの分野ごとに、これは関係省庁の方々
からも色々とタマを出していただいたような話を含めて、こういった各論を書かせていた
だく。美容の分野については、書き方はもう少し内部で検討させていただきたいと思いま
すけれども、それ以外の分野については明記させていただいております。このような形で
諮問会議の取りまとめの文書とさせていただきたいと思っております。

また、御意見がございましたらいただきたいのですが、特に総論の部分でございませ
けれども、これも事務的に入管局のほうには昨日あたりからお話をさせていただいておりま
す。これは法律の文章にはなっておりませんが、これを少し法文調にしたものを法律の附
則の検討事項という形で、今までも国家戦略特区法でこういった政府として検討して、1
年以内を目途として結論を得ていく、措置を取っていくという項目はいくつか用意させて
いただきましたが、この総論部分は法律に中身を書いていくという形でやらせていただき
たいと思っております。もちろん委員の方々の御指示、御了解もいただいております。

今日は八田座長が急遽欠席でございますので、原委員のほうで座長代理をお引き受け
いただいております。よろしく願いいたします。

○原委員 では、よろしくお願ひします。法務省から。

○根岸室長 法務省入国管理局の根岸でございます。いつもお世話になります。

クールジャパンに関わる外国人材の受入れの促進の紙は今いただいたものなので、回答
についての御説明ということでよろしいですか。

○原委員 もしさっと見ていただいて、併せてコメントをいただいたほうがいいようだっ
たら。

○根岸室長 まず、回答のほうでございませ。昨日いただいた指摘について本日回答した
ものです。

一つ目のスキーム作りについては、恐縮ですが、従来と同じ状況でございませ。

各省への指摘の後に、2. (4)でファッション・デザイン分野については経済産業省
から前回、いくつかこういうことが考えられるというような提案と言いますか、御指摘が
ありまして、そのうち、各種学校に準ずる教育機関として法務大臣告示に基づいて留学生
の受入れを認めているところ、そういう教育機関の卒業生について、大学ですとか専門学
校で専門士を取られた方と同じように、技術・人文知識・国際業務の在留資格で就労でき
るようにしたらどうかという点です。

これは前回も若干お話ししましたがけれども、これはあくまでも各種学校に準ずるとい
うことで定めている。元々そういう前提で各種学校の基準を参考にしながら経済産業省のほ
うで審査基準を作られて、そこで審査をしていただいたものについて、法務省としてもも

ちろん確認した上で、法務省で告示しているという形になっていますので、この各種学校に準じていることでイコール専門学校、あるいは大学相当ということはできないだろうと思っております。

ただ、経済産業省からは、専門士と同等だというお話を前回いただいておりますので、そこについてはどういうことでそのように言えるのかという根拠などについて御説明を求めています。若干事務的なやりとりをさせていただいている段階でございます。デザイン以外の学科を出た、工学系の大学を出た人がデザインでということについては、この前も申し上げましたが、現行制度でも普通に認められる話でございますので、ここで何度かお話ししたことがあると思えますけれども、そこが未だに経済産業省ですら誤解をする状態なのであれば困りますので、そういう趣旨のものもガイドラインの中に例示として、こういう学科を出たけれども、こちらで働いていますよというものも追加してみたいと考えております。これも前回若干御説明しましたが、デザイン分野のうち、服飾もしくは室内装飾以外の分野で技術・人文知識・国際業務で就労できるようにという話で、これについては上陸許可の基準を法務省令で定めているわけなのですけれども、これを分解しますと、技術・人文知識・国際業務と長い在留資格ですが、技術と言っている部分がいわゆる理科系の大卒相当のような仕事。人文知識と言っているのが文系、社会科学系も含めてという意味ですが、その大卒相当のような仕事。国際業務が外国人特有の感性を利用するような翻訳、通訳、語学講師などが入っているものです。ここでデザインが例示されていますのは、国際業務で外国人特有の感性を要するデザインの例示として、服飾もしくは室内装飾が出ていまして、かつ、それは例示でありますので、その他これらに類似する業務というものが入っているということでは、これに限られないということは条文上も明らかであると思っておりますけれども、少なくともそれは国際業務の話なので、一般的なデザインについては、どちらかと言えば人文知識として見る場合のほうが多いですし、工学系のデザインであれば、技術というところで読めるということだと思います。

○原委員 一瞬待っていただいてもいいですか。もし事務局で可能だったら基準の省令を持ってきていただかないと、今、法務省しか理解できない話になっていると思うので。基準省令の技術・人文知識・国際業務のところと技能のところもあったほうが話しやすい。その2カ所をすみません。

○根岸室長 もう一つは、10年の実務経験について、あるいは学歴とか経験だけではなくて、何らかの賞の受賞歴とかそういうものを基準に追加できないかという御指摘がありまして、これについては同じ大卒相当のような活動をやる人、そういう技術を持った人であるということが客観的に確認できるようなものなのであれば何でもいいですというわけにはいかないと思っておりますので、具体的にどういうものかということは業所管庁のところで具体的な提案をいただければ、そこを教えていただいて、これであれば客観的な評価ができますねと。ただ、すごいということだと困ると思うのですけれども、これは大卒相当などと同じように、むしろそれをよりその分野として特化して見ていくことが可能なものであれ

ば、これは考える余地があるのではないかということで書かせていただいております。

これに関するものとしては以上でございますけれども、今いただいた諮問会議のペーパーについては、このままこの1年以内ということでもいいのかどうか。具体的なところはまた調整をさせていただきたいと思っております。個々のところもそうですけれども、これまでの議論で出ていたように、今までこのワーキングからの指摘なども法務省が入口の制度を持っているのだから、法務省がまとめて持ってこいという指摘のされ方をずっとしてきておまして、通常何か制度をやるとき、どちらかと言えばニーズのあるところから話が出てきて、では、こういう形なら我々は制度を作れますよということで、その代わり、そちらはこういうことをやってくれますか、それは無理だ、ここまでならできるとか、あるいは制度を作ってくれなくてもいいけれども、こういうところはきちんと資料を揃えて教えてくださいという話をするのですが、そこまで我々のほうでやらないといけなくなってしまって、反対しない限りにおいてはやりたいところがあまり前面には出ないという形になりますので、こういう形で、例えば1年後に結局各業所管庁が反対の場合は反対と声を上げるかもしれませんが、止めるような理由はないけれども、積極的に関与したい理由もないような場合に、法務省だけで何か責任を負ってしまうみたいなことは危惧されるところがございます。若干そういう点も含めて、個々の書きぶりはこれからの事務的な調整があると思いますが、例えば、今申し上げたように工学系の大学を出て、工学デザインとかをすとか、そういう場合については見直すまでもなく普通にできることで、そういうものがこのように入っていると、何か措置を取らなくてはいけなくなってしまいますので、どうなのかということで、そういうところなどは懸念される点が若干思い付き的ですがございます。

法務省のほうからは以上でございます。

○原委員 ありがとうございます。

確かに、今おっしゃっていただいたとおりで、1年以内は適当かどうかという問題はありますね。長過ぎですね。半年ぐらいがよろしいのではないのでしょうか。

○藤原次長 いくつかの前例もございます。

○原委員 1年で検討というのは、これだけ具体的な問題が指摘されている中では長過ぎるかもしれません。今のところも含めて経済産業省で、今法務省が言われた点についてもコメントも含めてお話があれば。

○福永総括課長補佐 経済産業省のクリエイティブ産業課でございます。今、法務省がいくつか示されたペーパーを基にコメントしたいと思います。

まず始めに、各種学校に準ずるものとして告示されている機関についてですけれども、前回も御指摘がございましたが、調べたところ、大体昨年1年間で66名、これは学校数でいうと三つの学校を指定しておまして、5校あるのですけれども、66名がこの制度を利用して入学しているということでございます。これらの学校に改めて何らかの質の担保をする形で新たな就労ビザを出せるような仕組みを作ることについて確認したのですが、

この66名のために、例えば、新しい制度を作るとするのは若干否定的な見解がありました。我々としては、そうは言っても学校側としては就労させたいというニーズ、学生も就労したいというニーズはございます。したがって、どういう形ができるのかということは引き続き検討はしておりますけれども、例えば、学校独自の卒業試験制度みたいな形で何らかの担保ができないかとか、そういう形で、今検討しているところでございます。

専門士と同等程度の知識・技能を有しているということですが、この指定制度においては、例えば、授業時間数で言うと1年間680時間以上とか、あるいは教員の質の確保に関していくつかの要件を定めておまして、これはもちろん専門士と同等かと言うと、例えば、専門士で言うと、就業年限が2年以上であって、授業時間数が1,700時間以上であるという形ですので、そういう意味では完全に同等ではございません。ただ、我々としては、この各種学校に準ずるものとしてさまざまな要件を定めており、質の担保は確保されているということ。卒業生を見ても、こうした各種学校に準ずるものとして告示されたところから、就職先、いわゆる大手のアパレルメーカーに行っておりますし、十分専門士と同等の就職先にも行っているのではないかと考えておまして、専門士と同等に就労ビザを認めていただきたいというのが我々の考えでございます。

○原委員 確認ですが、告示では各種学校に準ずるということで告示がされているということですね。ただ、実質的な中身においては専門士と同程度ではないかと評価をされているということですね。

○福永総括課長補佐 我々としてはそう考えております。もちろん法務省としてはそうではないというお考えかもしれません。

次のページでございます。デザイン以外の学校の外国人がデザイン分野の企業に就業できるということは、今法務省から御指摘があったように、ガイドラインの中で明確化ができれば、今実際にそういう調整をしておりますけれども、そこは相当程度解消できるのではないかと考えております。

その次の服飾もしくは室内装飾ということで、それに続くその他類似する業務という形で国際業務としてのデザインが読めるのではないかとことです。確かに法令上はそういう形かもしれませんが、なかなか一般の方が読んでそうは理解しにくいのではないかとすることが引き続き我々としては考えておまして、前回のワーキングでも指摘がございましたが、現在で言えば、例えば、自動車にしても外国の感性を持ってデザインをする方もおられますし、そういった例示がこの二つに限定されているというのは、少し幅が狭く読めてしまうのではないかとことを引き続き危惧しているところでございます。

○原委員 これは含まれると言えれば含まれるかもしれないけれども、例示としてこの二つを挙げるのが現状においては適切ではないのではないかと。そういう御主張ですか。

○福永総括課長補佐 法文上はデザイン全般という形で読めるということで、法務省から聞いておりますけれども、なかなかこれを読んだ限りは一般の方はそう読みづらいのではないかと。服飾・室内装飾以外にも外国の感性を活かしたデザインの仕事はおそらく数多く

ありますので。

○根岸室長 条文で全部書き切れということですか。

○福永総括課長補佐 もちろん全てを書き切るのには難しいと思うのですが。

○根岸室長 外国特有で自動車をやっている人をそちらで見ている例は聞いたことがないのですが、あるのですか。それは別途教えてください。

○福永総括課長補佐 我々としてはそう考えているということでございます。

○原委員 これはガイドラインで事例を明確にすればいいのか、あるいは例示をもっと膨らませる、省令を直すということも含めてということですね。

○福永総括課長補佐 一つのやり方としては、ガイドラインでしっかり示していくということはもちろんあります。

最後のところですが、受賞歴については我々もこういう声は聞いておりますけれども、具体的にどういう賞でどうというしっかりした声はまだ聞いていなくて、一つのアイデアベースとして聞いているということでございます。

ですので、こういうニーズがどの賞であればいいのか、その辺はもう少し詰めて考えなければいけないと考えております。

○原委員 最後のところは、この間ちょっと伺ったように、ソムリエだとコンクールの受賞でもオーケーというものがあって、それは技能のところの基準を見ると、法務大臣が告示で資格を認定したりとか、国際的な規模で開催される協議会で優秀な成績であれば、一般的に何でもいいわけですか。少なくとも一定のものがあるということでもいいですか。

○根岸室長 実際はこういうものがあってというものをある程度調べた上で、こういうような条文上の書き方をしておけば大丈夫であろうということになった。

○原委員 このソムリエに相当するレベルでどういうコンクールが想定されるのかといったことを少し整理いただく必要があるということでしょうか。

○山室総括課長補佐 引き続き、アニメ分野について御説明申し上げます。そのままめくっていただいて、お配りしている資料の末尾に経済産業省の回答を付けさせていただいております。現在、各種学校の認可を受けていないような学校に留学生が来るときの留学のビザについて、発行ができるような体制に向けまして、法務省と御相談をさせていただいているところであります。具体的には、昨年11月に各種学校に準じるという教育機関を認定するための実施基準、あるいは実施要綱というものの案をしたためておまして、総務省に照会させていただいているところでございます。最速で2017年4月から留学生を受け入れたいと考えておまして、今年の早ければ春、あるいは遅くとも夏には留学生に来てもらうべく募集をかけて、具体的な手続に入っていく、2017年から留学生に来ていただけるような体制が取れるように、私どもとしても総務省としっかりと協議をしてまいりたいと考えております。

この国家戦略特区の協議にかけられております認可学校への卒業生の就労に関してなのですが、今お話ししたとおり、現在、留学生が認可外機関に来ている留学生が存在

しておりませんので、その後の就職については、まだ議論できる状況にはないと考えてお
りまして、その取扱いについては法務省が先ほど示された論点に従って協議を進めていき
たいと考えてございます。

以上でございます。

○原委員 では、このファッション・デザイン、アニメについてはこれでお話をいただい
たところですか。

鈴木先生、何か。

○鈴木委員 細かいことは私もよく分からないのですが、どこかがリスクを取らない
と、この話は進まないのではないかと、法務省がリスクを取るイメージは私には
ないので、基本的に所管官庁が卒業試験制度を作ったり、あるいはガイドラインも法務省
が作ったものを一緒に見ますではなくて、提示していただいて、法務省がこれで受け入れ
られるかどうかということを考えるべきだと思いますし、例示であれば、法務省が例示を
考えるというよりは経済産業省が例示をばっとやって、それがどこまで認められるかとい
うことを話し合わない限り、相互参照的に全然進まないのではないかと思います。

最後のアニメのところも、就職先があってアニメの学校に来るので、認可学校に留学生
がまだ来ていないからその先のことは考えられないというのでは鶏と卵の関係なので、就
職先があるということを前提に広げていくことを考えないとダメなので、所管官庁である
経済産業省がもうちょっと前のめりに色々なものを出していただいて、それを俎上、ここ
で検討するか、もちろん2省の間でやっていただいてもいいのですが、そういう進
め方をしないと、検討中ですと言うと、こちらも検討中ですということで、あまり具体
的な話がここに出てこないということでは困るので、むしろ経済産業省のほうから全て今言
ったようなことは具体的にこういう案があるのですということを出していただいて、それ
を検討するような形で進めないと、タイミング的にどんどん進んでいかないのではないかと
いう気がいたします。

○原委員 これをまたゆっくり1年かけてやりましょうなどと言っているととんでもない
ことになってしまうので、1カ月ぐらいでやらないといけませんね。

では、次に農林水産省。

○松尾課長補佐 当省に関しましては、今、日本料理海外普及人材育成事業でやっており
ますけれども、それを日本料理以外についてもという御指摘だと思います。当省は、あく
までも日本食文化の海外普及ということでこの事業をやっておりますし、クールジャパ
ンにも推されている和食を推進するという観点から当省は所管しておりまして、これを日
本料理以外となりますと、対象が実質的に調理師もしくは調理師養成施設ということにな
ってまいりまして、これに関しては当省ではなくて厚生労働省の所管となってまいります
ので、私どもこれに関して御回答できる立場にないということは御理解ください。

ただ、ニーズに関しては、当省は外食産業を所管しておりまして、こういった同様の外
国人の卒業生が働く場所があるということは認識しております。

○原委員 所管の話は別に和食だから所管されているわけではなくて、外食産業を所管されているわけですね。

○松尾課長補佐 今回の制度に関しましては、日本食文化の普及ということで実施しております。あくまでも労働力確保という形で実施しているものではないと認識しております。そこに関しては厚生労働省のほうで対応していただく必要があると考えております。

○原委員 違うと思うのですけれども、今回御提案を受けているのは、クールジャパンの領域は必ずしも和食だけではなくて、日本にある食文化がまさにクールジャパンなのだという御提案を受けているのです。

○松尾課長補佐 行政として対応できないという話ではなくて、農林水産省としては所管していないので、厚生労働省のほうで所管しているものということです。事務局にもそれは概ね伝えているところがございます。

○原委員 でも、外食産業は所管ではないのですか。

○松尾課長補佐 外食産業の所管と言いましても、私どもがこれを推進している立場としては、あくまでも日本食文化の海外普及ということでやらせていただいておりますので、今回のこれの対象とはなっていないと考えております。

○原委員 申し訳ないのですけれども、いらっしゃっていただいているのが和食の事業についての御担当ということですか。

○松尾課長補佐 いえ、外食産業の担当でございますけれども、あくまでこれを調理師もしくは調理師養成施設まで広げるとなると、厚生労働省の所管となると考えております。

○原委員 何ですか。外食産業の御担当である農林水産省にこのニーズがどうなっているのか。そこをどう検討されているのかを伺っているのです。

○松尾課長補佐 現在、日本食文化の海外の普及事業、もしくは京都市の特区で法務省がやられているものにつきましては、あくまでも日本食の技術の普及という観点で広げているものでございまして、あくまでも労働力の確保ということではございませんので、そういう観点からは対応できるものではないと考えております。

○原委員 労働力の確保は何でそういう話になっているのですか。事務局でそういう説明をされたのでしょうか。全然労働力の確保ではなくて、クールジャパンについての外国人材の受入れという議論をずっとしていると理解しているのです。

○松尾課長補佐 それで、私どもは今まで和食という形でやらせていただいているところです。これを食全体に広げるとなると、調理師もしくは調理師養成施設の担当の厚生労働省が担当すべきだと考えております。

○原委員 全然違うのです。これまでも再三色々な御提案を受けている中でも、クールジャパンの領域として、和食だけではなくて、日本におけるさまざまなレストラン、食文化というものがあるのではないですか。そこで修行できるような人材を受け入れるということをやることがまさにクールジャパンの政策に資することではないかという御提案をいただいている、そこは外食産業の御担当としての農林水産省の領域ではないのですか。

○松尾課長補佐 そこについて否定をしているわけではないのですけれども、そこにつきましては、厚生労働省が所管すべきだという立場でございます。

○原委員 全然分らないです。ずっと伺っているのですが、外食産業のうちの和食だけが農林水産省の担当だったらそれでいいのですけれども、そうではないのですね。

○松尾課長補佐 食の推進に関しましては、日本食の推進が私どもの立場でございます。

○原委員 所掌として日本食だけになっているのですか。外食産業が所管と先ほどおっしゃったけれども、違うのですね。

○松尾課長補佐 外食産業の産業としての推進はやっておりますけれども、食となりますと、日本食に関して私どもはやっております。

○鈴木委員 先ほどの調理師とか調理師学校とかという話は、日本食の場合はどちらの所管になっているのですか。

○松尾課長補佐 厚生労働省が所管しております、その中で、私どもの日本食の普及に対しましては、その調理師養成施設に関わっていただく必要がありますので、本事業を実施する際にも厚生労働省の担当者、法務省の入国管理局とも協議の上進めさせていただいております、これに関しては、あくまでも日本食食文化の普及ということが主目的でございますので、当省が主体となって実施させていただいているということです。

○鈴木委員 全く同じことで、今は日本食の推進ではなくて、もうちょっと広げてクールジャパンでもっと大きな外食産業にフィールドを広げましょうという官邸の方針になっているわけですから、同じようにやればいいのではないですか。農林水産省が音頭を取って厚生労働省と協議しながら日本食はやったわけなので、今度も農林水産省が音頭を取って協議しながらやればいいのではないかと思うのです。

○松尾課長補佐 さすがにこれになりますと、調理師もしくは食全体を所管しているという立場ではないので、そういう話になりましたら、厚生労働省に。

○鈴木委員 日本食と同じではないですか。日本食だって調理師とか養成施設とか関係があるものを農林水産省が音頭を取ってやったわけなので、何で今回の場合はできないのかという説明をしていただかないと、そこは全然違う理由があるのですということを書いていただかないと。

○松尾課長補佐 当省としては、あくまでも地域産業の育成ですとか、日本食、伝統文化の育成等々は所管しておりますので、それに関しては伝統の食文化の育成等々をやっておりますので、そういった意味からは日本食の推進、さらに海外への普及ということはする立場にあるのですが、当省としてイタリア料理もしくはフランス料理、中国料理等々を海外に向けて普及していくという立場にはないと。

○原委員 食文化の普及で外国の食文化の普及を農林水産省がされるわけないと思います。そんなことは分かるのです。外食産業を所管されているわけですね。

○松尾課長補佐 外食産業のほうで働くかどうかについて、当然私どもその中で協力できるところは協力してまいりますけれども、所掌しては厚生労働省にやっていただく必要

があると考えております。

○原委員 受け入れて仕事をされる企業なのか、レストランなのか、施設なのかは農林水産省の所管なわけでしょう。

○松尾課長補佐 外食産業自体はです。ただ、調理師となりますと、厚生労働省のほうで所管しております。

○原委員 それは調理師の資格については厚生労働省であり、学校については厚生労働省なのでしょうけれども、受け入れて働かれる人たちは農林水産省の所管で、何で農林水産省でされないのですか。今、さまざまな分野について基本的には外国人を受け入れて仕事をしてもらおうという産業を所管されている方々が担当としてされていると思うのです。

○松尾課長補佐 これに関しましては、日本料理海外普及人材育成事業をスタートする時点でも、日本料理に限ってということ限定して認めていただいたこともありまして、あくまでこれを全体に広げるのであれば、やはり厚生労働省が担当すべきだと考えております。

○原委員 全く分からないので、もう結構なのですけれども、厚生労働省にまず先に伺いましょうか。話が全く分からない。

○長田課長 厚生労働省生活衛生課でございます。美容の関係でございますが。

○原委員 美容ではなくて、今の食の話を先にしていただけますか。

○長田課長 調理師の関係は別の所管になります。

○原委員 そちらの話を先にしたいのですけれども、美容の話は後で結構です。

○長田課長 今、調理師の所管の者は来ておりませんので。

○原委員 では、この食の話を先にしたいのですけれども。

○松尾課長補佐 私どもの立場としては、今説明したとおりです。

○鈴木委員 お互いにリスクコミュニケーションがあると思うのは、クールジャパンとして定義している外食産業というものが非常に狭義に日本食限定ではないのです。だから、イタリア料理だろうと、中華料理だろうと、フランス料理だろうと、かなり日本的なものに食がなっていますね。例えば、中華料理で言うと、横浜中華街で作っている中華料理と本国の中華料理はちょっと違って、日本風にすごくアレンジされているものが逆輸出して受けたりしているわけです。そういう意味で、もうちょっと広い、どこ由来の食べ物かということではなくて、日本に根づいて、カレーだってそうですね。あれはインド料理かと言うと、インド料理ではないですね。そういうもうちょっと広い限定した日本食でなくても、日本風にアレンジされているものが非常に海外では価値を持っているわけですので、広い意味での外食産業をクールジャパンと定義しているというのが私の理解なのです。そういう意味であれば、日本食がもうちょっと広げた日本文化であっても何もおかしくないと思うのですが、そこが私の担当ではなくて厚生労働省ですということは、我々の認識としては飛躍があると思うのです。そこをもうちょっと伝統食は日本食だけだというようなもののギャップがあるので、そこをどう埋めるかということの一つの論点ですね。

○松尾課長補佐 私どもの立場としても、中国料理、イタリア料理、フランス料理というものについて農林水産省が推進すべき立場かと問われますと、それはさすがに違いうだろうというしか言いようがない。

○鈴木委員 それは中華料理だと定義すればそうなのだけれども、そうではなくて、日本風にアレンジされた中華料理は日本料理だというぐらいまで言ってもいいと思うのです。そういう認識に立てば御担当になるのではないですか。

○松尾課長補佐 そもそもこれまでの食全体のものに関して、調理師という括りになりますと厚生労働省が所管しておりまして、厚生労働省のほうでなぜか今日私どもが来るべきだという話をしたにもかかわらず来ていないのが遺憾なのですけれども、なぜこれまでと同様に対応できないのかが分からないところでございます。

○鈴木委員 これまでと同様というのは、どちらを指して言っているのでしょうか。これまでは厚生労働省がそういうことを担当したことがあるのですか。

○松尾課長補佐 調理師、調理師養成施設に関しては厚生労働省が対応されておりますので、それと同様に何で今回できないのか、私どもは分かりかねるところです。

○原委員 時間が後でも私たちは大丈夫なのですけれども、厚生労働省に来ていただいてこの話をしてしまったほうが早くないですか。

○松尾課長補佐 それは内閣府の事務局に先日来私どもから説明をさせていただいているのですが、それでも来ないと聞いております。

○藤原次長 厚生労働省とはどんな感じですか。農林水産省のそういう御意見を受けての対応は。

○事務局 厚生労働省のほうには窓口のほうには連絡をしています。

○藤原次長 そうしたら、お呼びしましょう。

○原委員 来てもらわないと、厚生労働省が担当ですと言われて、そちらの方が来られていないのでは話ができないですね。

では、来ていただくのを待って、その間に美容の話をしましょう。

○長田課長 厚生労働省の生活衛生課でございます。右肩に厚生労働省回答と書いている部分でございます。先般の特区会議の中で就労の希望という話があることについては受け止めさせていただきたいと思っておりますけれども、お示しの1事例で今後の大きな政策を考える前提として、広くニーズがあると判断できるかどうかということについては、少し見極めが要るのかと思っております。

仮にそういうニーズがあるとした場合に、当然就労したい人、それを受け入れていくという体制も含めて考えないといけないのだろうと思っております。その受入れ側の業界から話を聞いている中では、そういったニーズはないと聞いているところでございます。

そういったことも踏まえまして、入管政策、あるいは雇用政策に与える影響ということも踏まえながら、十分に検討する必要があると考えているところでございます。

○原委員 ありがとうございます。

業界から聞かれているというのは、具体的にどこから聞かれているのか教えていただけますか。

○長田課長 美容の組合です。

○原委員 具体名で個別に全部教えていただけますか。

○長田課長 全日本美容業生活衛生同業組合連合会という組織がございまして、そこはいわゆる美容のサロンの皆様が各県ごとに組織された組合に加入されておりまして、それを全国的に束ねた団体が、今申し上げた全日本美容業生活衛生同業組合連合会という組織でございます。

○原委員 連合会の事務局に厚生労働省の御担当から聞かれたと。

○長田課長 事務局と理事長を含めてです。

○原委員 連合会ではこの業界からのニーズはどう把握されているのか聞かれていますか。要するに、取りまとめの団体なので、具体的なニーズを全て直接見ていらっしゃるわけではないと思いますが、そこはどうやって連合会の中でニーズを把握されているのでしょうか。

○長田課長 そういった細かいやりとりまではしておりません。

○原委員 それをちょっと聞いていただけないでしょうか。これは再三申し上げているのですけれども、私たちのところには個別の業界から、先ほどの1事例だけということではなくて、昨年の始めからこのお話は1年ぐらいやっているのですが、さまざまな事業者から受入れのニーズがあるという話は個別には聞いております。それがなぜ連合会からの御回答になると、受入れニーズはありませんという御回答になるのかが私にはよく分からないので、どういうプロセスを経てそういう御回答になっているのかを教えてほしいです。

○鈴木委員 もう一つついでに調べていただければいいのですが、調べていただきたいのは、組織率はどんなものなのですか、この全日本美容業生活衛生連合会というのは。それがほとんど網羅しているというのだったら、御回答のとおりでも結構だと思うのですけれども、あまり組織率が低いのであれば、もっと別のルートから聞くべきだと思います。

○長田課長 正確な数字は持ち合わせておりませんが、近年そういった組合の加入率が低下傾向にあることは事実でございます。

○原委員 組合の組織率を調べていただくのであれば、従業員数ごとのデータを調べていただけないでしょうか。1人2人、あるいは10人以上美容師がいらっしゃる美容室で、一般によく言われている話では、小さいところは組合に入っていないけれども、大手の美容室は入っていないところが多いという話をよく聞きますが、本当かどうかはよく分かりませんが、そこも含めて教えていただければと思います。

○鈴木委員 あと、素朴な疑問なのですが、この場では結構そういう声が色々な業界から聞かれるのですが、それを端的にこちらの事務局から御紹介することはできないのですか。それは難しいですかね。

○原委員 紙で来ているものは逐次お伝えしていると思います。

○鈴木委員　というのは、そういう情報が伝わっていないからこそニーズがないとはっきり断言されるのかと思っているのです。我々からの情報はお伝えしているのですか。

○藤原次長　ヒアリングをさせていただいた具体的な事例とか、それこそこの前の諮問会議でも事業者の方からそういった話がありました。

○鈴木委員　それを勘案してニーズがないという御回答をされているのですか。

○阿曾沼委員　全てのこういった業界団体の情報は基本的に数字だとかニーズは恣意的かつ意図的なものにならざるを得ないという通念があるとすれば、聞くところと聞き方、切り口によっていくらでもこの情報は変わってきますから、その辺は誰に聞くか、何を聞くかということにもよってくるのだらうと思います。実際にこの団体の理事長だとか何とかというのは、新しいことに関してはそういうニーズは聞いていないと、こう言えばそれで済んでしまうわけですから、そこはもう少し議論をより具体的に深めていただくことが必要なのではないかと思えます。

我々の国家戦略特区は、そういう業界団体全体が合意したニーズを酌取る仕組みではないので、そういう観点からすれば、聞き方をもう少しということは思います。

○長田課長　そこはもし仮に、この団体が実際には組織率100%はないわけですが、仮に100%の組織率だったとしても、100人いれば100の色々な考え方がありますから、ニーズと言ってゼロか100ということではなくて、そこはばらつきが当然あり得るのだらうと思います。

○阿曾沼委員　当然それを聞いた上でやって意味のあるニーズで、実施する意味があるかということは別途客観的にあれしないと。

○長田課長　ニーズとして大勢かどうかということもあろうかと思えますし、何らかこれに対応していくとすれば、業界団体の一定の協力は不可欠になるかと思っておりますが、そういった意味での何らかの理解、協力というものは前提にはなるかと思っております。いくつかの個別の声だけですぐに前に進めるかということに関しては、色々と調整は要るのかと思っております。

○鈴木委員　そういうことではなくて、ここでは、要するに、業界から聞いていないから回答できないと答えていらっしゃるわけですね。どちらが立証責任を負っているかという話なのですが、我々は聞いていると。聞いていない、だから何も対応しないと書かれているわけです。それはかなり重い立証責任を負っていらっしゃるのではないですか。だから、組織率が低いようなところから聞いて、何も聞いていないから何もしませんというのは、論理としておかしいと思うのです。我々は聞いているわけだし、情報を提供しているわけですから、それを聞いた元にどういう対応をするかを出してくるのは我々のほうではなく厚生労働省が出してこなくてはいけないわけですから、聞いていないとはっきりおっしゃるのであれば、全ての団体から全ての地域から聞いて、何もないと我々は証明しましたと言うべきではないかと思うのですけれども、いかがですか。これはかなり強い発言ですね。何も聞いていない、何もしないというわけですからね。

○長田課長 何もしないと書いたつもりはないので。

○鈴木委員 では、きちんと聞いていただけますか。我々からも情報提供しているわけですから、そういう団体からもきちんとお話を聞いていただいて、その後、全国の業界団体とどう調整を付けるかということは我々の仕事ではなくて、厚生労働省のお仕事だと思いますけれども、色々な事例を聞いて、それに対してどういうニーズをどのように進めるかという話を提示していただかないとここでは議論できないので、聞いていませんからここでは何も出していませんということであると、そういう情報がないということを立てた上でここに出している。何も出ないわけですからね。そうではなくて、きちんとニーズがある以上は聞いていただいて、それに対してどう対応するかということを出してもらわないと、それ以上議論が進みませんので、そういう意味では、組織率の情報を出していただくのも結構なのだけれども、それ以前に、ここで議論されているものは全部把握していただいて、それをきちんと聞いた上で提案していただかないと、議論が進まないと思いますので、よろしくお願いします。

○原委員 あと、もう一つ補足的に申し上げますと、これまでにこちらから情報提供させていただく中でも何回か申し上げているかと思いますが、それこそこの1年ぐらいでインバウンドの観光客が急速に増えている中で、日本の美容はそれこそクールジャパンの代表的な分野の一つなので、外国からやってこられた人たちが日本でヘアカット、スタイリングをやっていききたいというニーズがあって、これは言語対応能力の問題などからなかなか対応し切れていないという問題があるということは、色々なところからよく聞くわけです。こういう点については、厚生労働省はどう認識されていますか。

○長田課長 今の御指摘も含めて、どういうことが考えられるかということは考えたいと思います。今、ちょっとどうということなかなかお答えするのが難しいです。

○原委員 今の美容のお話を聞いても、先ほどの食のほうに戻るのでありますが、そもそも業界の側で受入れニーズがあるのかどうか。どういうニーズなり必要性があるのかという議論を出発点にするわけでありまして、いきなり日本食以外だと調理師の話になりますとずっと言われるのですけれども、全く分からないのです。

○松尾課長補佐 今回の私どもがやっている制度につきましても、受入れ側の外食店主導ではなくて、あくまでも調理師学校を主導でやらせていただいております。

○原委員 これまでの制度の話ですね。それは関係ないです。

○松尾課長補佐 これまでにこういった制度については、あくまでも調理師、調理師養成施設のほうを主導に私どもも対応しております、その中で日本食という切り口で当省主体でやらせていただいているということでございます。

○原委員 では、厚生労働省が来られてから一緒に決めましょう。どちらが御担当なのか。厚生労働省が自分で是非やりたいとおっしゃるのだったらそれはそれで結構です。

では、どうしましょうか。

○藤原次長 それ以外のところで文言の話をさせていただくと、うちのほうでもう一回全

体整理をいたしますが、少なくとも特区においてということが色々なところに出てくるのですが、具体的には①の最初のポツ、一番最後の③、これは全体に係る話だと思いますけれども、そういう理解でよろしいですか。もちろん、特区法に書いて全国展開というベストなパターンももちろんあるわけなのですが、全体にこの各論を全て、少なくとも特区という言い方をさせていただく方向でよろしいでしょうか。

細かい話ですけれども、それ以外のところは特区で、あるいは全国でと最初から決め打ちみたいな話になってもいけないと思いますので、型式論ですが、そこだけ確認させていただきたいと思います。これは改めまして、各省にも提示させていただきたいと思いますが、その点だけ今修正させていただきます。

厚生労働省はどんな感じですか。

○事務局 そこはまだ分かりません。

○藤原次長 至急聞いてくれますか。

○原委員 どうしますか。ほか何か補足は大丈夫ですか。

○藤原次長 補足的には、食のところは外食産業の所管をしている立場からの御見解もおそらくおありになると思うのです。日本食以外の外食産業があって、それはフードサービス協会とかだと思いますが、そこでの受入れ人材についての見解は基本的にお持ちだと思いますので、その部分のお考えをお聞きしたいと思います。一般論としての日本食以外の外食産業の受入れという部分についてのお考えを持っていないということはありませんと思うので、その点について、今日難しければ次回教えていただければと思います。

○松尾課長補佐 冒頭申し上げましたように、業界にニーズがあることは承知しております。それについて否定するものではございません。

○藤原次長 そのニーズを満たしていく方向に外食産業を御担当している立場からおありになると思いますので、その点を次回教えていただければと思います。

当然、調理師とか調理師施設に関わる部分は厚生労働省とも関係があるということはよく分かりますので、その点は、厚生労働省が来られたときにやらせていただきます。

美容のところは、原委員のほうからもお話がございましたが、そこはまた課長のところと相談を密接にさせていただかなくてはいけないと思っていますので、まだペンディングになっています。

とりあえず以上です。

○原委員 厚生労働省は分かりましたか。

○事務局 来るか来ないかの回答を待っている状態で。

○原委員 では、一旦これはおしまいにして、10分とか20分で来られるのだったら、ちょっとお待ちいただいて大丈夫ですか。

○藤原次長 農林水産省の方だけ御待機いただきます。

○原委員 どうもありがとうございました。